

石情報第 39 号  
平成14年4月26日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長

様

石狩市長 田 岡 克 介

実施機関以外のものに提供する個人情報について（諮問）

民生委員児童委員の職務のひとつに社会調査があり、これは、委員活動の基本となる調査であり、各担当地域内の実情を掌握し、地域住民に対し適切に相談・援助を行える態勢を整えておくことをその目的としています。

これまでは、担当委員が前任者から引き継いだ記録を基に追加・修正をしております。

しかしながら、近年の高齢化・核家族化により高齢世帯が増加していることに加え、プライバシー意識の高まりから、潜在的な要支援世帯等の把握が困難な状況となっており、緊急時の対応に時間を要するなどの弊害が危惧されるところであります。今回の石狩市民生委員児童委員への下記の個人情報の提供は、委員がこれを基礎資料として活用することにより、的確に情報を得ることができ、地域住民に対する速やかな対応・支援が図られると考えることから、石狩市個人情報保護条例第10条第5号の規定に基づき、貴審査会の意見を伺います。

記

提供する個人情報

市内に居住する65歳以上の夫婦世帯及び独居世帯を構成する者（当該年度内に65歳に到達する者も含む。）に関する次の4項目とします。

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 生年月日
- (4) 性別